



賃金から「寮費」の控除は可能ですか

当社では、派遣労働者向けに寮を用意しています。寮費については、給与から差し引いていますが、問題ありませんか。

賃金については、労働基準法 24 条により、全額払いの原則が定められており、原則として賃金の全額を支払わなければなりません。ただし、法令に定めがある場合や労使協定が締結されている場合には、一部控除することが可能です。

このため、貴社の過半数労働組合等と労使協定を締結すれば、寮費を賃金から控除することができます。この場合に、控除できるのは、労使協定で定められた事項に限られますので、これを超えて控除した場合には、同条に違反します。



派遣契約の更新拒絶に違約金!?

派遣先が派遣労働者を雇用するために労働者派遣契約の更新を拒絶した場合には解約金を支払うという趣旨の規定を労働者派遣契約に定めようと思っていますが、問題ありませんか。

派遣元と派遣労働者および派遣元と派遣先との間で、正当な理由がなく、派遣労働者が派遣元との雇用関係の終了後、派遣先であった者に雇用されることを制限する旨の契約を締結することが許されることになると、憲法第 22 条により保障されている派遣労働者の職業選択の自由を実質的に制限し、派遣労働者の就業の機会を制限する結果となりますので、派遣法第 33 条は、このような契約を締結することを禁止しています。

お尋ねのケースは、形式的には同条に違反してはいませんが、実質的に同条に違反する場合もあると考えられます。

